

総社市告示第82号

総社市禁煙治療費助成金交付要綱を次のとおり定める。

平成26年9月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市禁煙治療費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療機関の禁煙外来において禁煙治療を行う者（以下「禁煙治療者」という。）の治療費を助成することにより、禁煙治療者の健康増進及び禁煙意識の向上を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、医療機関の禁煙外来において禁煙治療を終了した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 総社市に住所を有すること。
- (2) 本人に市税の滞納がないこと。

(助成金の交付対象経費)

第3条 助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、禁煙治療に要した経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内の額とし、10,000円を上限とする。

(助成金の申請及び決定)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、禁煙治療が終了したときは、総社市禁煙治療費助成金交付申請書兼請求書に、領収書、診療明細書及び医師の証明書を添えて、禁煙治療を終了した日から60日以内に市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の可否について決定し、総社市禁煙治療費助成金交付決定（却下）通知書により、申請者に通知するものとする。

3 助成金の交付は、同一年度内1人1回限りとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第6条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行し、同日以後に禁煙治療を開始した者から適用する。